

和歌山県犯罪被害者等支援多機関ワンストップサービス運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、和歌山県犯罪被害者等支援条例（平成31年和歌山県条例第15号。以下「条例」という。）第8条に規定する犯罪被害者等支援基本計画（以下「基本計画」という。）に定める内容に基づき、犯罪被害者等が直面している諸問題を解決するため、必要な支援を途切れることなく、かつ、漏れなく提供する和歌山県犯罪被害者等支援多機関ワンストップサービス体制（以下「本体制」という。）の運営に当たり必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例に規定するところによる。

(犯罪被害者等支援コーディネーター)

第3 和歌山県は、第5の所掌事項を円滑に行うため、犯罪被害者等支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

2 コーディネーターは、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 犯罪被害者等との面談
- (2) 第4に定める和歌山県犯罪被害者等支援調整会議（以下「支援調整会議」という）開催必要性の判断
- (3) 犯罪被害者等に対する支援計画（以下「支援計画」という。）の立案
- (4) 支援対象者に対する支援計画の説明及び支援計画表の交付
- (5) 支援計画に基づく具体的な支援提供に向けた関係機関との調整
- (6) 支援計画の進捗状況の確認及び計画の見直し
- (7) 犯罪被害者等支援に関する市町村担当者への助言

(支援調整会議)

第4 個々の犯罪被害者等に支援を提供するに際し、関係機関の担当者が情報を共有し、支援計画の内容について協議を行うことで、漏れのない支援とするために犯罪被害者等支援調整会議を設置する。

2 コーディネーターにおいて開催必要と判断した際は、県は支援調整会議を開催する。

3 支援調整会議の運営に係る詳細については別途定める。

(所掌事項)

第5 支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援内容の協議及び支援計画の決定
- (2) 支援計画の評価
- (3) 前号の評価に基づく支援内容の協議及び支援計画の修正・変更
- (4) 被害者が多数にわたるなど人の生命、身体に甚大な被害が及ぶ大規模な事案が発生した場合における緊急支援に関する協議

(対象事案)

第6 本体制による支援の対象事案は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる事件（未遂を含む。）又は事故
- (2) 前号のほか、被害者が多数にわたるなど、和歌山県において協議が必要と認める事案

(支援対象者)

第7 本体制による支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、第6の対象事案による犯罪被害者等のうち、第7（1）のいずれかに該当する者であって、和歌山県、和歌山県警察本部（警察署含む。）、市町村及び公益社団法人紀の国被害者支援センター等の関係機関等（以下「相談受付機関等」という。）に相談を行い、かつ、本体制による支援を希望する者とする。

- (1) 犯罪発生時又は相談時において、次のいずれかに該当する者
 - ア 県内に住所又は居所を有する第6の対象事案により被害を受けた犯罪被害者等
 - イ 県内に住所又は居所を有しないが県内で発生した第6の対象事案による犯罪被害者等
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、支援対象者としなない。
 - ア 犯罪被害者等が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
 - イ 犯罪被害者が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき犯罪被害者にも責めに帰すべき行為がある場合
 - ウ その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

(市町村及び関係団体の役割)

第8 市町村及び関係団体の役割は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 相談受付機関等は、犯罪被害に関する相談を受理した際、複数の機関による連携が必要と判断した場合は、相談者の同意を得た上で、コーディネーターに対し当該相談内容及び相談者等の置かれた状況や支援ニーズを情報提供すること。
- (2) 犯罪被害者等に対し、必要な支援を提供するほか、必要に応じて支援調整会議に参加すること。

(個人情報の取扱い)

第9 支援対象者の個人情報の取扱いに当たっては、次の点を遵守する。

- (1) 支援に当たり、個人情報を他機関と共有する際は、必ず当該支援対象者の同意を得ること。
- (2) 資料の保管は、施錠可能な書庫等で保管すること。
- (3) 情報提供を受けた機関・団体内における共有の範囲は、支援対象者の支援に係る職員にとどめること。
- (4) 個人情報の提供においては、FAXを使用しない。また、電子ファイルとしてオンラインで送受信する際は、パスワードを設定するなど、セキュリティを適切に確保すること。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

身体犯	(1) 殺人罪（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 199 条）
	(2) 強盗致死傷罪（刑法第 240 条）
	(3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第 241 条）
	(4) 不同意性交等罪（刑法第 177 条）
	(5) 不同意わいせつ罪（刑法第 176 条）
	(6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第 179 条）
	(7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第 181 条）
	(8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第 224 条）
	(9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第 225 条）
	(10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第 225 条の 2）
	(11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第 226 条）
	(12) 人身売買罪（刑法第 226 条の 2）
	(13) 逮捕及び監禁罪（刑法第 220 条）
	(14) 逮捕等致死傷罪（刑法第 221 条）
	(15) 傷害致死罪（刑法第 205 条）
	(16) 傷害罪（刑法第 204 条）のうち、被害者が全治 1 か月以上の傷害を負ったもの
重大な交通事故事件	(1) 死亡ひき逃げ事件 車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件
	(2) ひき逃げ事件 車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第 72 条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件
	(3) 交通死亡事故等 (1) 及び(2)のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治 3 か月以上の傷害を負った事故
	(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件 (1) から(3)までのほか、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条及び第 3 条）、無免許危険運転致傷罪（同法第 6 条第 1 項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第 6 条第 2 項）に該当する事件